

市内企業若者雇用推進事業委託仕様書

令和7年10月

枚方市 観光にぎわい部 商工振興課

1. 総則

市内企業若者雇用推進事業委託仕様書は、枚方市（以下「発注者」という。）が発注する市内企業若者雇用推進事業委託について、受注者が遵守しなければならない仕様を定めたものである。

2. 事業名称

市内企業若者雇用推進事業委託

3. 目的及び概要

本事業の実施を通じ、製造業を主とした市内中小企業の人材確保及び若年者の安定雇用を図ることで、地域経済の活性化に繋げることを目的とする。

求職前段階から就職、および就職者の定着を見据えて、それぞれの段階に応じた支援を行うことで、ミスマッチを防ぐとともに、就職者数の増加を図る。若年求職者の市内中小企業への安定した就職を支援するにあたり、求職者が企業の魅力を理解し、就業に対する意識・意欲を高める機会を提供するとともに、必要なサポートを受けられるよう関係機関との連携を図り、事業を実施する。

また、市内中小企業が継続して人材を確保できるよう、就職活動が本格化する前の生徒・学生等と製造業を営む市内中小企業との接点を創出し業界及び企業への理解を深める。

4. 対象企業

以下の要件をいずれも満たす企業

- ・中小企業基本法における中小企業に該当すること
- ・枚方市内に本社または事業所を有すること

5. 事業内容

本事業の実施目的等を踏まえ、製造業を主とした市内中小企業の人材確保及び若年者の安定雇用を図り地域経済の活性化に繋がる事業を提案し実施すること。なお、本事業におけるKPIは「採用者数」とし、目標数値は「各事業年度につき16名以上」とする。

なお、KPI達成に向けて、事業ごとに目標数値の最低基準（2ページ【目標数値①】、3ページ【目標数値②】）を設けており、提案の中ではこの最低基準以上の目標数値を設定することを原則とする。ただし、KPIおよび事業目的の達成が十分に見込まれ、その根拠を明確に示せる限りにおいては、上記の目標数値①②が最低基準に満たない提案も可とする。

（1）参加企業・参加者の募集のための周知・広報

本事業において実施する各事業の参加企業・参加者を募集するための周知・広報を行う。なお、参加企業・参加者の募集・決定においては公平性を確保すること。

① 参加企業の募集

経済団体や金融機関などとの連携、受注者のネットワークやリソースなどを最大限に活用し、参加企業の募集を行うこと。募集にあたっては、過去の本事業に参加実績のあ

る既存企業のみではなく、新規企業の開拓について積極的に行うこと。また、事業目的を踏まえ製造業を営む企業を積極的に募集すること。

② 参加者の募集

近隣大学や就労支援機関などと連携し、それぞれのターゲットに合った効果的な手法により各事業の対象者に対し、事業の周知を図り参加者を募集すること。募集にあたっては枚方市民に限定せず、市外からの参加者も呼び込むよう広く周知を行うこと。

③ その他

枚方市が共催する、若年求職者を対象とした「不器用 FACTORY<リクルート版>」の参加者募集にかかる周知・広報を担うこと。周知・広報にあたっては主催者からの提供物を活用すること。

なお、実施する周知・広報によって見込まれる参加者数やワークショップ参加率等の効果については提案の中で示すこと。

※「不器用 FACTORY<リクルート版>」については別紙資料（チラシ）を参照。

※主催者が作成する提供物

参加者向けのA4チラシデータ（加工不可／別紙資料参照）

※「不器用 FACTORY<リクルート版>」の参加者募集（ホームページ・予約フォームの開設）は、主催者が行う。

※「不器用 FACTORY<リクルート版>」令和6年度実績

…出展企業：5社、参加者：25名、ワークショップ参加枠：48枠（全90枠）

【「不器用 FACTORY」とは】

ものづくり企業を中心に構成するひらかた地域産業クラスター研究会と、本市が共催で実施する地域一体型オープンファクトリーイベント。「手先の器用さに自信のない子どもたちでも楽しめる」をコンセプトに、ものづくりワークショップや体験型イベントを通じて楽しみながらものづくりの面白さや市内企業が持つ優れた技術を学べる場として、令和5年度より実施。

「不器用 FACTORY<リクルート版>」はその派生版として、若年求職者を対象として令和6年度より実施。

（2）合同面接会（以下「面接会」という。）の企画・実施

概ね35歳未満の若年求職者（各事業年度末3月大学等卒業予定者を含む）を対象に面接会（会社説明のみの参加も含む）を企画・実施し、市内中小企業への就職に繋げる。なお、面接会で募集する求人は市内事業所における正社員（※）求人のみとする。

面接会の実施にあたっては、採用者数を増加させるとともに、面接からの採用率を向上させ、また就職後の定着につながるよう、応募時および採用時のミスマッチを防ぐ取組を効果的な時期に実施すること。

また、企業において就職後の定着につながる職場環境づくりを促進させる支援を行うこと。

【目標数値①】

面接会参加求職者数：延べ 150 名以上
面接会参加企業数：延べ 60 社以上
(参加企業のうち 4 割以上は製造業を営む企業とする)

上記は1 年度毎の事業実施における最低基準であり、目標数値は提案事項とする。
※本事業における正社員とは以下のすべての要件を満たす者とし、パートタイムは含まない。

- ・就業規則等で定める所定労働時間勤務すること
- ・労働契約に期間の定めがないこと
- ・事業所に直接雇用される者であること

(3) 市内ものづくり企業への就職意欲向上のための事業の企画・実施

就職活動が本格化する前の生徒・学生等を対象に、業界及び企業への理解を深めるためのオープンカンパニーや業界研究会など、市内中小企業との接点を創出する事業を実施する。参加企業は製造業を営む企業とし、企業に事業への意欲的な参加を促し、学生の市内ものづくり企業への就職意欲を向上させる内容とすること。

【目標数値②】

参加学生数：延べ 25 名以上
参加企業数：延べ 10 社以上

上記は1 年度毎の事業実施における最低基準であり、目標数値は提案事項とする。

6. 履行期間

契約締結日から令和 10 年 3 月 31 日まで

7. 実施場所

本事業の実施場所については枚方市の内外を問わない。また、オンラインの併用も可とする。採用者数の増加、企業及び求職者の満足度向上などの事業効果がもっとも見込まれる場所および手法で実施すること。

なお、事業において使用する会場について、市および関係機関からの無償提供は見込まないこと。

8. 実施体制・進捗管理

- (1) 受注者は、本事業の遂行にあたって、確実に実施できる体制を設けること。
- (2) 受注者は、本事業の遂行にあたって、発注者と協議し、業務の目的、実施体制、実施内容、スケジュール、管理方法等の基本事項をまとめた業務実施計画書を作成し、発注者に提出するものとする。
- (3) 受注者は、定期的に発注者と打ち合わせを行い、進捗の管理を行うこと。また、打ち合わせ経緯については議事録を作成し、3 営業日以内に提出すること。

9. 事業費の取扱い

- (1) 本事業の経費をもって、他の事業の経費をまかなってはならない。
- (2) 本事業で使用するパソコンやプロジェクター等の必要な機材及びイベントに必要な消耗品等については、受注者にて準備すること。

10. 制作物

本事業に係るチラシ等の制作物の作成にあたっては、事業実施までに十分な余裕を持って発注者に提示し承認を得ること。

11. 報告・分析等

- (1) 受注者は本事業の効果測定のため、事業ごとに参加企業・参加者に対してアンケートを行うこと。アンケートのひな型については3日前までに発注者に提示し承認を得ること。なお、当該資料は集計の上、各事業終了後2週間以内に発注者へ提出すること。
- (2) 受注者はアンケート結果、各事業における数値実績等を踏まえて、成果や課題の原因について具体的な検証・分析を行うこと。その結果をもとに、より効果的な事業実施に向けた改善・見直しを適宜行うとともに、発注者の求めに応じて報告すること。分析にあたっては、少なくとも以下の指標を用いるものとする。
 - (1) 提案にかかげる各目標数値の達成率
 - (2) 面接会等の参加者の内、面接(選考)に至った人数
 - (3) 面接(選考)を受けた求職者の内、採用に至った人数
 - (4) 広報手法ごとの訴求効果・反応等、効果検証に必要と認められるその他の指標・数値等
- (3) 本事業実施期間中は適宜モニタリングを実施し、進捗状況や成果を把握した上で必要に応じ事業実施内容の見直しを求めることがある。
- (4) その他、発注者は必要に応じ、事業内容等について報告を求めることがある。

12. 成果品

- (1) 受注者は、本事業に係る成果品として、各事業の実績及び参加企業・参加者からのアンケート結果等を踏まえた分析を含めた内容の事業実績報告書を納入すること。
- (2) 成果品の体裁は以下を基本とするが、本事業委託契約締結後、協議のうえ決定する。
 - ・ A4ファイル 2部(簡易製本すること)
 - ・ 電子データ(Microsoft Word、Excel、PowerPoint のいずれかで閲覧可能な形式であること)
- (3) 本事業にかかる成果品の著作権、所有権等の権利は、すべて発注者に所属するものとする。また、発注者は成果品のすべてについて、必要な範囲で改変し、または二次利用する権利を有するものとする。
- (4) 受注者は、成果品が第三者の著作権を侵害しないことを保証し、第三者から成果品に関して著作権侵害を主張された場合の一切の責任を負うものとする。

1 3. 業務の再委託

再委託は原則禁止とするが、セミナー等の実施にあたり、専門性等から一部を受注者において実施することが困難な場合や、自ら実施するより高い効果が期待される場合にあらかじめ発注者の承認を得た場合はこの限りではない。再委託により実施する事業がある場合は、提案内容に明記すること。ただし、本事業の核となる合同面接会の企画・実施を再委託することは不可とする。

1 4. 提供資料

受注者は、本事業委託契約締結後、必要に応じて発注者から資料の提供を受けた場合は、本事業の遂行の目的に限り活用することとする。

1 5. 法令遵守・機密保持

- (1) 受注者は、法令等に基づいて適切に事業を遂行すること。
- (2) 受注者は、業務上知り得た機密を本事業委託契約の継続中はもとより、契約が完了した後においても、第三者に漏らしてはならない。
- (3) 受注者は、提供資料の盗難、毀損、もしくは汚損が生じた場合、または漏洩、滅失、紛失等の事故が発生した場合は、直ちにその状況を発注者に報告し、受注者の責任において本事業の遂行における支障を解決しなければならない。また、事故への対応後、受注者は速やかに報告書を発注者に提出しなければならない。
- (4) 個人情報の取り扱いにあたっては、別紙「個人情報の保護に関する特記仕様書」を遵守すること。
- (5) 受注者は、以上の事項に違反して発注者又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。発注者が受注者の違反行為につき第三者から損害の賠償を求められたときも同様とする。

1 6. その他

その他、本仕様書に定めのない事項については、発注者と受注者で協議のうえ定めるものとする。

1 7. 担当部署

枚方市役所 観光にぎわい部 商工振興課

大阪府枚方市大垣内町2丁目1番20号 枚方市役所 別館3階

電話 072-841-1325

メール shokou@city.hirakata.osaka.jp

京阪電鉄 × 不器用ファクトリー

参加
無料

若手求職者のための キャリア探索ワークショップ

“新しい自分”と出会おう!

不器用
FACTORY

[体感型 企業説明会]

面談は車内で!

2024 8.26 Mon. 10:00-18:00

KUZUHA MALL 南館ヒカリノモール1F SANZEN-HIROBA



KUZUHA MALL 南館ヒカリノモール1F SANZEN-HIROBA

事前申込制

7月15日(月)より公式サイトにて事前申込受付開始予定!

※定員に達し次第締め切ります

対象 2025年3月以降大学等卒業予定者、
就職・転職活動中の概ね35歳未満の若年求職者。



詳細・お申込みは QR コードから!

共 催

ひらかた地域産業クラスター研究会(オープンファクトリー部会) / 枚方市

協 力

KUZUHA MALL / 枚方信用金庫 / ダイコロ株式会社
テイク・ラボ / コワーキングスペース ビーゴ / バイカイデザイン株式会社

参加企業

イベント当日は10社参加予定（※増減の可能性あり）

アクテック株式会社

枚方市でアルミケース・ソフトケースの製造及び販売を行っています。
1台からオリジナルでアルミケースをつくることができます。
収納物をより使いやすくより便利になるようなケース作りを心掛けています。

香椎化学工業株式会社

1952年から化粧品や医薬部外品の研究開発、製造をおこなっている会社です。
今では有名になったプラセンタを日本ではじめて配合するなど、スキンケアを中心に展開しています。自分にとって最も大切な人に心からすすめられる商品をとの想いで、日々、研究開発に邁進しています！

ダイコロ株式会社

1953年の設立以来、「思い出メーカー」として、卒業アルバム業界をリードし続けてきたダイコロ。現在、全国に8拠点を展開し、年間9,000校以上、約100万冊の卒業アルバムを制作する業界のトップメーカーです。70年以上の歴史の中で、カラー印刷への転換やデジタル商品開発、インターネットを通じた写真販売システムの開発など常に時代を切り拓くオリジナル商品を発信してきました。今後も「人と感動の接点に立つ存在」として挑戦と改革を続けていきます。

株式会社テイク・システムズ

＼こんなほしい！／を形にします。
テイク・システムズでは、スマホ・スマートウォッチ・カーナビなど皆さまの身近にあるディスプレイの検査に使用される検査機を設計・開発しております。コスト対応力に加え、短納期対応とアフターサービスに自信があります。

吉泉産業株式会社

「様々な食材をより合理的に、より美しく切る」をテーマに各種業務用のフードスライサーを開発し販売しています。
近年は、野菜をカットする前の前処理用機械・カットした後の野菜の洗浄や脱水の機械など、食品加工に必要な加工機械全般の開発にも力を入れています。

※五十音順

当日の流れ

STEP1 会社説明会 & ワークショップ 60分



少人数グループでの会社説明会。
会社説明会に加えて、実際の業務を体験できるワークショップを通じてより具体的な仕事を体感できます。

STEP2 個別面談 20分（希望者のみ）



希望者には、施設内の旧3000系の車両内で企業担当者と個別面談・相談を行います。※事前予約制ですが当日空きがあれば受付可能。

開催時間帯 事前お申し込みの上、まずは受付にお越しください。

①10:30～ ②11:30～ ③12:30～ ④13:30～ ⑤14:30～ ⑥15:30～

こんな人におすすめ！

- ・ものづくりに関わる仕事に興味がある
- ・自分に合っているか不安で詳しく話を聞いてみたい
- ・製造業にどんな会社があるのか知りたい

- ・どんなものを作っているのか聞いてみたい
- ・会社の雰囲気を知りたい
- ・手に職をつけたい
- ・やりがいのある仕事を探している
- ・地元で地域に根ざした職場で働きたい

不器用ファクトリーとは？

枚方周辺で活躍するものづくり企業が集まって、子どもたちにもものづくりの楽しさを伝えるワークショップを KUZUHA MALL や各工場で開催。2023年からスタートした新しい取り組み。



不器用ファクトリー公式サイト
<https://bukiyo-factory.osaka/>

問い合わせ
MAIL: info@bukiyo-factory.osaka

「できない」を楽しもう！
不器用
FACTORY

公式サイト



個人情報の保護に関する特記仕様書

受注者は、個人情報の保護に関する法律第66条第2項第1号の規定に基づき、以下の内容を遵守しなければならない。

（基本的事項）

第1条 受注者は、発注者が保有する個人情報（以下「個人情報」という。）の取扱いに当たっては、個人情報の保護に関する法律、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律その他の個人情報の適正な取扱いに関する法令等の規定を遵守し、その適正を確保しなければならない。

（作業従事者等の明確化）

第2条 受注者は、この特記仕様書に定める事項を履行する責任を負う者（以下「保護責任者」という。）及び個人情報の取扱いに従事する者（以下「作業従事者」という。）を定めるとともに、それらの者の氏名、役職、作業の内容、取り扱う個人情報の項目等の事項を、書面により、あらかじめ発注者に届け出なければならない。保護責任者又は作業従事者を変更するときも、同様とする。

- 2 受注者は、保護責任者及び作業従事者以外の者を個人情報の取扱いに従事させてはならない。
- 3 作業従事者は、保護責任者の指示に従い、個人情報の保護に関する法律及びこの特記仕様書に則して適正に委託業務の処理に当たらなければならない。

（教育研修及び指導監督）

第3条 受注者は、個人情報の適正な取扱いを確保するため、保護責任者及び作業従事者に対し、個人情報の保護に関する教育研修を適宜実施するとともに、常に個人情報の保護に関し必要な指導監督に当たらなければならない。

（秘密の保持）

第4条 受注者は、個人情報その他委託業務の処理に伴い知り得た情報を他に漏らしてはならない。本契約が満了し、又は解除された後も、同様とする。

- 2 受注者は、保護責任者及び作業従事者に対し、秘密の保持に関する誓約書（別紙様式）を提出させなければならない。

（取扱区域等）

第5条 受注者は、個人情報を取り扱う区域（以下「取扱区域」という。）を定めるとともに、取扱区域の範囲及び立入規制、防犯対策等の安全管理の措置を、書面により、委託業務の着手前に発注者に届け出なければならない。届け出た内容を変更しようとする場合も、同様とする。

- 2 受注者は、取扱区域から個人情報を持ち出してはならない。ただし、発注者の承諾があるときは、この限りでない。
- 3 受注者は、発注者の事務所内に取扱区域を定めたときは、当該取扱区域に立ち入る者が保護責任者又は作業従事者であることを識別できるようにするため、それらの者に対し、それらの者であることを示す証票を交付し、これを携帯させなければならない。

(収集の制限)

第6条 受注者は、個人情報となる情報を収集するときは、委託業務を処理するために必要な範囲内で、適正かつ公正な手段によらなければならない。

(目的外使用等の禁止)

第7条 受注者は、委託業務を処理する目的の範囲を超えて個人情報を使用し、又は提供してはならない。

(複製の禁止)

第8条 受注者は、委託業務を処理するために発注者から提供を受けた資料であって個人情報をその内容に含むもの（以下「提供資料」という。）及び本契約の目的物（委託業務を処理する過程で作成したものを含む。以下同じ。）を複製してはならない。ただし、発注者の承諾があるときは、この限りでない。

(提供資料等の返却又は消去若しくは廃棄)

第9条 受注者は、委託業務を完了したときは、本契約の目的物の引渡しと併せて、提供資料を返却するとともに、受注者が使用した機器内に存する個人情報その他の発注者に関する情報（以下「受注者の機器内の個人情報等」という。）を消去し、又は廃棄しなければならない。

- 2 前項の規定による消去又は廃棄（以下「情報消去等」という。）をするときは、記録媒体の物理的な破壊その他の当該受注者の機器内の個人情報等の復元を不可能とするために必要な措置を講じなければならない。
- 3 情報消去等をするときは、あらかじめ、当該受注者の機器内の個人情報等についての次に掲げる事項を書面により発注者に通知し、その承諾を得なければならない。

(1) 内容

(2) 記録媒体の種類及び数量

(3) 情報消去等の方法及び実施予定日

- 4 受注者は、情報消去等に際し、発注者から立会いを求められたときは、これに応じなければならない。
- 5 受注者は、情報消去等を行ったときは、遅滞なく、情報消去等を行った日時及び担当した者並びに消去し、又は廃棄した受注者の機器内の個人情報等の内容を、書面により、発注者に報告しなければならない。

(個人情報の適切な管理)

第10条 受注者は、前各条に定めるもののほか、発注者が枚方市保有個人情報安全管理規程及び枚方市情報セキュリティポリシーに基づき講じる措置と同等の措置を自ら講じることにより、個人情報を適切に管理しなければならない。

(再委託)

第11条 受注者は、発注者の承諾がある場合を除き、個人情報の取扱いを第三者に委託してはならない。

2 受注者は、再委託（再委託先が受注者の会社法第2条第1項第3号に規定する子会社である場合を含む。以下同じ。）の承諾を得ようとするときは、次の各号に掲げる事項を記載した書面を発注者に提出しなければならない。

- (1) 再委託を行う業務の内容
- (2) 再委託先が取り扱う個人情報の項目
- (3) 再委託の期間
- (4) 再委託が必要な理由
- (5) 再委託先の名称、代表者、所在地及び連絡先
- (6) 再委託先における個人情報の安全管理の体制
- (7) 再委託先に対して求める個人情報の保護のための措置の内容
- (8) 再委託先を監督する方法

3 再委託の契約は、この特記仕様書に基づき受注者に課された全ての義務を再委託先に課すものでなければならない。

4 受注者は、再委託先が前項の義務を履行することができることを確認した後でなければ、第2項の書面を発注者に提出することができない。

5 受注者は、再委託先による個人情報の取扱いについて、再委託の契約の内容にかかわらず、発注者に対して全ての責任を負わなければならない。

6 受注者は、再委託の契約において、再委託先に対する監督及び再委託先における安全管理の方法その他発注者が指示する事項について、具体的に規定しなければならない。

7 受注者は、再委託先に対する監督の状況について、発注者から報告の求めがあったときは、直ちに、これに応じなければならない。

8 前7項の規定は、再委託先が個人情報の取扱いを第三者に委託する場合について準用する。以後さらに個人情報の取扱いを第三者に委託する場合も、同様とする。

(発注者の検査等への応諾義務等)

第12条 発注者は、委託業務に関する個人情報の取扱いについて、この仕様書に基づき必要な措置が講じられているかどうか確認する必要があると認めるときは、受注者に報告を求め、又は実地の検査を行うことができる。

2 受注者は、前項の検査の受入れ又は報告の求めがあったときは、直ちに、これに応じなけれ

ばならない。

- 3 受注者が個人情報の取扱いの全部又は一部を再委託したときは、発注者は、第1項の措置を自ら実施し、又は受注者に実施させることができる。

(事故報告義務)

第13条 受注者は、個人情報の紛失、破損、改ざん、漏えいその他の事故が発生し、又は発生するおそれがある場合においては、当該事故の発生に係る受注者の帰責事由の有無にかかわらず、直ちに、当該事故に係る個人情報の内容、発生場所及び発生状況を書面により発注者に報告するとともに、当該事故への対処に係る発注者の指示に従わなければならない。

(解除事由への該当性の認定)

第14条 この特記仕様書に違反する受注者の行為は、本契約第22条による発注者の解除事由に該当する行為とみなす。

(漏えい等が発生した場合の受注者の責任)

第15条 受注者は、この特記仕様書に違反する受注者の行為によって個人情報の紛失、破損、改ざん、漏えいその他の事故が発生したときは、当該事故による損害を賠償しなければならない。本契約が満了し、又は解除された後も、同様とする。